

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	1
訓 令		
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	2

規	則
総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第18号	
総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則	
総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。 総務部の項3の事項中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同項6の事項を次のように改める。	
6 納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号）に基づく次に掲げること。	
(1) 同令第1条の規定による納税貯蓄組合の規約の届出及び同令第5条の規定による解散の届出に関すること。	
(2) 同令第2条の規定による証明書の交付に関すること。	
総務部の項7の事項を削る。	
保健福祉部の項2の事項及び3の事項を次のように改める。	
2 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「旧法」という。）に基づく次に掲げること。	
(1) 旧法第17条の規定による福祉手当の支給に関すること。	
(2) 旧法第19条の規定による福祉手当の受給資格の認定に関すること。	
(3) 旧法第24条第1項の規定による徴収金の徴収に関すること。	
(4) 旧法第26条において準用する旧法第5条第2項、第11条（第3号を除く。）及び第12	

条の規定による福祉手当の再認定、支給の制限等に関すること。

(5) 旧法第35条の規定による福祉手当に係る届出の受理に関すること。

(6) 旧法第36条第1項及び第2項の規定による福祉手当に係る命令等に関すること。

(7) 旧法第37条の規定による福祉手当に係る報告の聴取等に関すること。

3 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく次に掲げること。

(1) 同法第17条第1項の規定による民生委員の職務に関する指揮監督に関すること。

(2) 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練に関すること。

(3) 同法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の決定に関すること。

(4) 同法第26条の規定による民生委員及び民生委員推薦会に要する経費に対する交付金の交付に関すること。

保健福祉部の項4の事項から12の事項までを削り、同項13の事項中「（昭和39年法律第134号）」を削り、同事項を同項4の事項とし、同項中14の事項を5の事項とし、15の事項を6の事項とし、16の事項を7の事項とする。

経済部の項1の事項(18)を削り、同事項(19)中「同規則第14条、」を「火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）」に改め、「、第46条第2項、第48条第4項、第65条第2項及び第83条」を削り、同事項(19)を同事項(18)とし、同事項(20)中「(4)」を「(7)」に改め、同事項(20)を同事項(19)とし、同事項(19)の次に次のように加える。

(20) 同規則第81条の14の規定による報告等に関すること。

経済部の項1の事項(21)を削り、同項3の事項(85)中「第79条第2項」を「第79条第2項ただし書」に、「第77条第2項」を「第77条第2項ただし書」に改め、同項4の事項中「掲げること」の次に「（市の区域に係るものを含む。）」を加える。

農政部の項1の事項から3の事項までを削り、同項4の事項(18)中「事業費」を「事務費」に改め、同事項を同項1の事項とし、同項4の2の事項から4の4の事項までを削り、同項4の5の事項中「北海道農業改良資金等貸付規則」を「北海道農業改良資金等貸付規則を廃止する規則（平成22年北海道規則第66号）附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた同規則による廃止前の北海道農業改良資金等貸付規則」に改め、同事項を同項2の事項とし、同項中4の6の事項を3の事項とし、5の事項を削り、6の事項を4の事項とし、7の事項を5の事項とし、8の事項を削り、9の事項を6の事項とし、10の事項を7の事項とし、11の事項から15の事項までを削り、16の事項を8の事項とし、17の事項を9の事項とし、18の事項を10の事項とし、19の事項及び20の事項を削り、21の事項を11の事項とし、22の事項を削り、23の事項を12の事項とし、24の事項を13の事項とし、25の事項を削り、26の事項を14の事項とし、27の事項を15の事項とし、28の事項を16の事項とし、29の事項を削り、30の事項を17の事項とし、31の事項から33の事項までを13事項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。			
訓		令	
北海道訓令第4号			
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		本 庁 出 先 機 関	
平成23年3月31日		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令			
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。			
第2条第11号中「参事」の次に「並びに北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）第2条に規定する課の長」を加え、同条第15号中「及び水産振興課」を「並びに水産振興課及び森林活用課」に改める。			
第7条ただし書中「から第6項まで及び第11項から第13項」を「、第5項及び第8項から第10項」に改める。			
第9条の2中「事項」の次に「（市の区域に係るものを含む。）」を加える。			
第11条中「第9条」を「第9条の2」に改める。			
別表第3の第5項中「所属職員」の次に「（本庁の主幹（相当職を含む。）以下の職にある者に限る。）」を、「解除」の次に「並びに兼職及び兼職の解除」を加え、「（総合振興局等の職員に係る場合に限る。）」を削り、同表中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項及び第10項を削り、第11項を第8項とし、第12項から第14項までを3項ずつ繰り上げる。			
別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第1項第7号中「第49条第2項」を「第49条第3項」に改め、同事項第8項第1号中「同条第6号及び第7号」を「同条第7号及び第8号」に、「第8号」を「同条第9号」に改め、同項を同事項第9項とし、同事項中第7項を第8項とし、同事項第6項第5号中「物資」を「特定物資」に改め、同項を同事項第7項とし、同事項第5項第4号中「求め」を「命じ」に改め、同項を同事項第6項とし、同事項第4項中「規定に基づく災害救助」を「施行」に改め、同項を同事項第5項とし、同事項第3項第3号中「基づき」の次に「、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し」を加え、同項を同事項第4項とし、同事項第2項第1号中「地域防災の」を「法令又は地域防災計画の定めるところにより、」に改め、同項を同事項第3項とし、同事項第1項の次に次の1項を加える。			
2 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関する事務			
		(1) 第47条の規定に基づき、市町村に対して、個人の道民税に係る徴収取扱費を交付すること。	
		別表第4の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項第1項第10号中「国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）第21条第1項」を「国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第17条の2第1項第3号」に改め、同事項第4項第1号中「認可する」を「許可する」に改め、同事項第8項第4号中「土地開発公社」を「設立団体又はその長」に改め、同表の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第2項第9号中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項第10号中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同事項第3項第5号中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同項第6号及び第7号中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同事項第8項中第65号及び第66号を削り、第64号を第67号とし、第63号を削り、第62号を第66号とし、第56号から第61号までを4号ずつ繰り下げ、同項第55号中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同号を同項第59号とし、同項中第54号を第58号とし、第53号を第57号とし、同項第52号中「警視總監又は道府県警察本部長」を「北海道警察本部長」に改め、同号を同項第56号とし、同項中第51号を第55号とし、第38号から第50号までを4号ずつ繰り下げ、第37号を第40号とし、同号の次に次の1号を加える。	
		(41) 第15条の3の2第2項の規定に基づき、許可の取消しを受けた産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。	
		別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項第36号中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同号を同項第39号とし、同項第35号中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同号を同項第38号とし、同項第34号中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同号を同項第37号とし、同項第33号中「第15条の2の3」を「第15条の2の4」に改め、同号を同項第36号とし、同項第32号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同号を同項第34号とし、同号の次に次の1号を加える。	
		(35) 第15条の2の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。	
		別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項第31号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同項第30号とし、同項中第27号を第29号とし、第17号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第14号から第16号までを削り、第13号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。	
		(17) 第12条第3項及び第4項の規定に基づき、産業廃棄物の保管に係る届出を受理すること。	

(18) 第12条の2第3項及び第4項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管に係る届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同項第10号中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。 (12) 第9条の2の3第2項の規定に基づき、許可の取消しを受けた一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。 (7) 第8条の2の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。 (1) 第5条第2項の規定に基づき、通報を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第9項第4号中「の規定」を「において準用する第10条及び第11条の規定」に改め、同項第10号中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同項第12号中「及び第2項」を「から第4項まで」に改め、「に基づき、」の次に「第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は」を加え、「並びに同条第3項に基づき」を「及び同条第5項の規定に基づき、」に改め、同事項第12項中第5号から第24号までを削り、第25号を第5号とし、第26号から第36号までを20号ずつ繰り上げ、同項第37号中「警視總監又は道府県警察本部長」を「北海道警察本部長」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第38号を第18号とし、第39号を第19号とし、第40号を第20号とし、同事項第14項第8号及び第9号を削り、同事項第15項第19号中「第31条の2」を「第31条の2第1項」に改め、同項第23号中「第39条」を「第39条第1項」に改め、同項第24号中「第56条」を「第56条第1項」に改め、同事項第16項第16号中「第34条」を「第34条第1項」に、「中止等」を「中止」に、「又は」を「又は原状回復を命じ、若しくは」に改め、同項第20号中「第1号及び第3号」を「第2号、第4号、第6号及び第8号」に、「除く。）。」を「除く。）。）。」に改め、同項第24号中「第12条第34号」を「第12条第30号」に改め、同項第36号中「第22条」を「第22条第1項」に、「中止等」を「中止」に、「又は」を「又は原状回復を命じ、若しくは」に改め、同項第37号中「第23条」を「第23条第1項及び第2項」に改め、同事項第17項第24号中「第33条」を「第33条第1項」に改め、同項第40号中「第4条」を「第4条第2項」に改め、同事項第20項第10号中「第15条第5項」を「第15条第4項ただし書」に改め、同項第31号中「第16条」を「（平成18年法律第116号）第16条」に改め、同項第49号中「第57条」を「第55条第1項」に改め、同項第52号中「第61条第3項において準用する第57条」を「第61条第1項」に改め、同項第60号中「鳥獣保護区域」の次に「等」を加え、同項第61号中「第78条」を「第78条第1項」に改め、同事項第21項第2号	中「同条第3項ただし書の許可を受けていない」を「物品の供給事業を行う」に改め、同項第8号中「第69条」を「第69条第1項」に改め、同項第9号中「第86条第2項」を「第89条第2項」に改め、同項第11号中「第94条」を「第94条第1項から第6項まで」に改め、同事項第23項第1号中「をさせ、」を「若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、」に、「報告をさせる」を「報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命じる」に改め、同項第2号中「をさせ、」を「若しくは資料の提出を命じ、」に、「報告をさせる」を「報告又は資料の提出を命じる」に改め、同事項第25項第1号中「若しくは」の次に「帳簿書類その他の物件の」を加え、同事項第26項第1号中「第19条第1項」を「第19条第2項」に、「販売業者等」を「販売業者」に改め、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第1項第1号中「第24条」を「第24条第5項」に改め、同項第2号中「第26条」を「第26条第2項において準用する第23条の2第3項」に改め、同事項第2項第1号中「収容」を「収用」に改め、同事項第3項第5号中「若しくはその」を「、その」に改め、同事項第5項第1号中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に改め、同項第7号中「以下この項」を「次号」に、「第13条」を「第13条第1項」に、「更生療養券」を「更生医療券」に改め、同項第8号中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同事項第7項第1号中「附則第10条」を「附則第10条第1項」に改め、同事項第9項第10号中「開始」を「設置」に改め、同項第11号中「開始」を「附置」に改め、同事項第10項第1号中「第8条」を「第8条第1項」に、「任免する」を「委嘱する」に改め、同事項第11項第16号中「許可」を「認可」に改め、同項第18号中「の規定」を「及び第3項の規定」に改め、同項第19号中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改め、同項第20号中「第29条第8項及び第9項」を「第29条第9項及び第10項」に改め、同事項第12項第14号を削り、同項第15号中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「第11条の4第2項」を「第11条の3第2項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号中「第11条の5」を「第11条の4」に、「であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に係者に対して質問させ、若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」を「に対し、報告を求める」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号から第21号までを削り、同項第22号中「第11条の7第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第23号中「第11条の7第2項」を「第11条の5第2項」に改め、同号を同項第18号とし、同事項第13項第8号中「第70条第4項」を「第70条第5項」に、「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項第13号中「事業所」の次に「等」を加え、同項第14号中「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第17号中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第19号中「指定の処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項第22号中「第78条の10」を「第78条の11」に改め、同項第25号中「事業所」の次に「等」を加え、同項第26
---	---

号中「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第29号中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第34号中「施設に」を「施設等に」に改め、同項第36号中「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第39号中「適正な運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第41号中「処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項第49号中「に係る」を「又は介護老人保健施設の廃止、休止若しくは再開の」に改め、同項第50号中「施設に」を「施設等に」に改め、同項第54号中「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第57号中「基準に適合しなくなった」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第59号中「許可の処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項第64号中「施設に」を「施設等に」に改め、同項第66号中「に対し、期限を定めて」を「の開設者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを」に改め、同項第67号中「が勧告」を「の開設者が勧告」に改め、同項第68号中「に対し」を「の開設者に対し」に改め、同項第69号中「適正な運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第71号中「処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項第73号中「事業所」の次に「等」を加え、同項第74号中「基準を遵守すべき」を「同項各号に定める措置をとるべき」に改め、同項第77号中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項第79号中「処分事由」を「同条第1項各号のいずれか」に改め、同項中第84号を第93号とし、第81号から第83号までを9号ずつ繰り下げ、第80号の次に次の9号を加える。

- (81) 第115条の32第2項の規定に基づき、介護サービス事業者から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。
- (82) 第115条の32第3項の規定に基づき、介護サービス事業者から届出事項に変更があった旨の届出を受理すること。
- (83) 第115条の32第4項の規定に基づき、介護サービス事業者から同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること。
- (84) 第115条の33第1項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備、帳簿書類等を検査させること。
- (85) 第115条の33第4項の規定に基づき、市町村長の求めに応じて同条第1項の権限を行ったときに、その結果を当該市町村長に通知すること。
- (86) 第115条の34第1項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
- (87) 第115条の34第2項の規定に基づき、介護サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(88) 第115条の34第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(89) 第115条の34第5項の規定に基づき、介護サービス事業者が同条第3項の規定による命令に違反したときに、当該違反の内容を関係市町村長に通知すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 第49条第3項において準用する第32条の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第16項第2号中「療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」を「北海道療育手帳制度要綱（昭和49年福祉第857号民生部長通知）」に、「第5の1」を「第4の1」に改め、同項第3号中「第5の2」を「第4の2」に改め、同項第4号中「第7」を「第6」に改め、同項第5号中「療育手帳制度の実施について（昭和48年児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下この項において「通知」という。）第5の3」を「要綱第7の1」に改め、同項第6号中「通知第5の4」を「要綱第7の2」に改め、同項第7号中「通知第6」を「要綱第8」に改め、同事項第17項第52号中「以下」を「昭和23年厚生省令第11号。以下」に改め、同事項第19項第26号中「について」を「の長に対し」に改め、同表の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第2項第2号中「の規定」を「（第7条第4項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同事項第5項第8号中「削除する」を「消滅する」に改め、同事項第6項第21号中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同事項第7項第5号及び第7号中「の規定」を「及び第2項の規定」に、「許可する」を「許可し、及び軽微な変更の工事の届出を受理する」に改め、同項第30号中「、保安検査を行い」を削り、同号を同項第32号とし、同項第29号中「施行規則」を「火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「施行規則」という。）」に改め、「、完成検査を行い」を削り、同号を同項第31号とし、同項中第28号を削り、第27号を第30号とし、第24号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、第23号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 第45条の3の10の規定に基づき、認定完成検査実施者等による検査記録の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第7項中第22号を第24号とし、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 第35条第1項の規定に基づき、保安検査を行うこと。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第7項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「及び第3項」を「、第2項及び第4項」に、「許可」を「認可、軽微な変更の工事に伴う変更の届出の受理」に改め、同号を同項第

15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 第15条第1項及び第2項の規定に基づき、製造施設及び火薬庫の完成検査を行うこと。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第7項に次の1号を加える。

- (33) 施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定める消費者の指定を取り消すこと。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第9項第2号中「第38条の4」を「第38条の4第4項」に改め、同事項第11項第4号中「の規定」を「及び第2項の規定」に改め、同項第7号中「第39条」を「第39条第1項」に改め、同項第10号を削り、同項第9号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人に係る定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第11項第11号中「第42条」を「第41条」に改め、同項第20号中「第69条」を「第69条第1項」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第19号を第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (23) 施行規則第48条の規定に基づき、合格証書を交付すること。

- (24) 施行規則第68条の2の規定に基づき、合格証書を交付すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第11項第18号中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (21) 施行規則第46条の規定に基づき、試験を免除すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第11項第17号中「第36条」を「第35条の4」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、同項第15号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (17) 施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第11項中第14号を第15号とし、同項第13号中「昭和41年労働省令第24号」を「昭和44年労働省令第24号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 第42条第2項の規定に基づき、解散した職業訓練法人の残余財産の帰属の認可をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第17項第9号中「以下」を「昭和46年北海道条例第50号。以下」に、「営業」を「事業」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第1項第12号中「第49条」を「第49条第1項、第3項及び第5項」に改め、同項第14号中「違反転用」を「違反転用者」に改め、同項第16号中「附則第2項各号」を「附則

第2項」に改め、同事項第2項第2号を削り、同事項第3項第1号中「総合振興局長等処分」を「総合振興局長等の処分」に改め、同事項第5項第10号中「土地改良法」の次に「（昭和24年法律第195号）」を加え、同事項第7項第1号中「及び第8条」を削り、「検査を行う」を「職員に立入検査をさせる」に改め、同事項第8項中「北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）」を「農業改良資金通法（昭和31年法律第102号）」に改め、同項第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同事項第11項中「農業近代化資金利子補給規則」を「北海道農業近代化資金利子補給規則」に改め、同項第1号中「第3条の規定による契約」を「第3条の2の規定」に改め、同事項第14項及び第15項を削り、同事項第16項中「（昭和24年法律第195号）」を削り、同項第5号中「員外受益者」を「特定受益者」に改め、同項第10号中「第49条」を「第49条第1項」に改め、同項第18号及び第19号中「第57条の4」を「第57条の4第1項」に改め、同項第52号中「第96条の2」を「第96条の2第1項及び第7項」に改め、同項第57号中「裁決をし、」を「の裁決」に改め、同項中第71号を第72号とし、第64号から第70号までを1号ずつ繰り下げ、同項第63号中「第113条の2第3項」を「第113条の2第2項」に改め、同号を同項第64号とし、同項中第62号を第63号とし、第61号を第62号とし、第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

- (60) 第99条第10項の規定に基づき、農業会議の意見を聞くこと。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項中第16項を第14項とし、第17項を削り、同事項第18項第1号中「農業販売者」を「農薬販売者」に改め、同項第2号中「農薬販売業者」を「農薬販売者」に改め、同項を同事項第15項とし、同事項第19項及び第20項を削り、同事項第21項第4号中「措置を」を「措置等を」に改め、同項第8号中「同条に規定する」及び「当該」を削り、同項第9号中「又は」の次に「海岸保全施設等の」を加え、同項第11号中「及び第8項」を「（第37条の8において準用する場合を含む。）並びに第18条第8項」に、「の規定」を「において準用する第12条の2第2項及び第3項の規定」に改め、同項第15号中「及び第4項」を「並びに同条第4項において準用する第12条の2第2項及び第3項」に、「同条第2項」を「第21条第2項」に改め、同項第20号中「一般公共海岸区域内」を「一般公共海岸区域」に改め、同項を同事項第16項とし、同事項中第22項を第17項とし、第23項から第28項までを5項ずつ繰り上げ、同事項第29項中「牧野法」の次に「（昭和25年法律第194号）」を加え、同項を同事項第24項とし、同事項中第30項を削り、第31項を第25項とし、同事項第32項中「農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年18農振第1778号農村振興局長及び生産局長通知）」を「環境保全型農業直接支援対策実施要領（平成23年23生産第10954号生産局長通知）」に改め、同項第1号中「第5の9の(4)」を「第2の8の(4)」に改め、同項第2号中「第5の11の(2)」を「第2の10の(2)」に改め、同項を同事項第26項とし、同事項中第33項を第27項とし、同事項第34項第1号中「又は第9項」を「（同条第9項において準用する場合を含む。）」に、「に関する」を「を受け、及び許可権限委譲事

項について同意する」に改め、同項第2号中「に関する」を「を受ける」に改め、同項を同事項第28項とし、同事項中第35項を第29項とし、第36項を第30項とし、第37項を第31項とし、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第2項第7号中「第32条の2」を「第32条の2ただし書」に改め、同項第8号中「の規定」を「において準用する第14条から第16条までの規定」に改め、同項第11号中「第46条」を「第46条第1項」に改め、「こと」の次に「（道外に住所を有する者に係るもの（同条第1項後段の検査を除く。）を除く。）」を加え、同項第12号中「第47条」を「第47条第1項」に改め、「こと」の次に「（道外に住所を有する者に係るものを除く。）」を加え、同項第13号中「第48条」を「第48条第1項」に改め、「こと」の次に「（道外に住所を有する者に係るものを除く。）」を加え、同項第14号中「命令すること」を「命令し、又は封印をすること（道外に住所を有する者に係るものを除く。）」に改め、同事項第3項第9号中「第38条」を「第37条」に改め、「及びイ」を削り、同事項第4項第6号中「第50条」を「第50条第1項から第3項まで」に改め、同事項第6項第2号中「支払う」を「交付する」に改め、同事項第7項第1号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第7号中「設置」の次に「等」を加え、同事項第8項第1号中「海岸保全区域内における土地」を「海岸保全区域」に改め、同項第3号中「海岸保全区域の占用に際し」を削り、「協議」を「第7条第1項の占用又は第8条第1項の行為をすることについて協議」に改め、同項第4号中「第12条」を「第12条第1項から第8項まで」に、「監督処分を」を「占用許可の取消し等の監督処分を行い、及び必要な措置を命じ、又は当該措置等を自ら」に改め、同項第5号中「第12条の2」を「第12条の2第1項から第3項まで」に改め、「基づき、」の次に「処分又は命令により損失を受けた者に対する」を加え、同項中第7号を第21号とし、同項第6号中「平成12年北海道条例第27号。」を削り、同号を同項第20号とし、同項第5号の次に次の14号を加える。

- (6) 第12条の2第4項の規定に基づき、損失補償金額を原因行為者に負担させること。
- (7) 第13条の規定に基づき、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について承認し、又は国等から協議を受けること。
- (8) 第15条の規定に基づき、他の工作物の管理者との協議により、その者に海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は海岸保全施設を維持させること。
- (9) 第16条第1項の規定に基づき、原因者に海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を施行させること。
- (10) 第18条第1項の規定に基づき、調査若しくは測量又は工事のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること。
- (11) 第18条第7項並びに同条第8項において準用する第12条の2第2項及び第3項の規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。
- (12) 第19条第1項から第3項までの規定に基づき、海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償等を行うこと。

- (13) 第20条第1項の規定に基づき、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすること。
- (14) 第21条第1項及び第2項の規定に基づき、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずること。
- (15) 第21条第3項並びに同条第4項において準用する第12条の2第2項及び第3項の規定に基づき、第21条第2項の命令により損失を受けた者に対する損失補償等を行うこと。
- (16) 第24条第1項の規定に基づき、海岸保全区域台帳を調製すること。
- (17) 第30条の規定に基づき、兼用工作物の費用の負担について協議すること。
- (18) 第31条の規定に基づき、原因者に費用の負担をさせること。
- (19) 第32条の規定に基づき、附帯工事に要する費用を負担し、又は原因者に負担させること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第12項を削り、同事項第13項第7号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同項を同事項第12項とし、同事項中第14項を第13項とし、同事項第15項第1号中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項第3号中「特定疾病等」を「新疾病」に改め、同項を同事項第14項とし、同事項中第16項を第15項とし、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、同事項第19項第1号中「昭和55年北海道条例第35号」を「昭和55年北海道条例第53号」に改め、同項を同事項第18項とし、同事項中第20項を第19項とし、第21項を第20項とし、同事項第22項第1号中「林業・木材産業等振興施設整備交付金事業促進対策融資要綱（平成2年2林野組第95号農林水産事務次官通達）」を「森林整備・林業等振興施設整備交付金事業促進対策融資要綱（平成2年2林野組第95号農林水産事務次官通知）」に改め、同項を同事項第21項とし、同事項第23項第1号中「平成6年6林野企第125号農林水産事務次官通達」を「平成6年6林野企第125号農林水産事務次官通知」に、「第2の1の(1)又は(2)」を「第2の1及び2」に改め、同項を同事項第22項とし、同事項第24項中「木材加工・流通体制整備事業等の実施」を「木材加工・流通体制整備対策事業等の実施」に改め、同項第1号中「木材加工・流通体制整備事業等の運用について」を「木材加工・流通体制整備対策事業等の運用について」に、「第3の2の(2)の(イ)の(Ⅱ)」を「第3の1の(2)の(Ⅱ)の(Ⅰ)の(Ⅱ)」に改め、同項第2号中「第3の2の(2)の(Ⅰ)の(Ⅱ) i」を「第3の1の(2)の(Ⅰ)の(Ⅱ) g」に改め、同項を同事項第23項とし、同事項中第25項を第24項とし、第26項を削り、第27項を第25項とし、同事項第28項第4号中「31の項」を「第29項」に改め、同項を同事項第26項とし、同事項中第29項を第27項とし、第30項を第28項とし、同事項第31項第6号中「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同項を同事項第29項とし、同事項中第32項を第30項とし、第33項を第31項とし、第34項を第32項とし、同事項第35項中「の廃止」を「（昭和26年北海道条例第38号）の廃止」に改め、同項第1号中「附則第2項」を「（昭和55年北海道条例第

53号) 附則第2項」に改め、同項を同事項第33項とし、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第4項第7号中「除去」を「除却」に改め、同事項第7項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

- (10) 第26条の2第1項の規定に基づき、建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、報告を求め、又は職員に検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第12項第6号中「報告」を「報告させ、」に改め、同表の開拓記念館の事項第4項第11号中「第22条」を「第22条第1項」に、「中止等」を「中止」に、「又は」を「又は原状回復を命じ、若しくは」に改め、同項第12号中「第23条」を「第23条第1項及び第2項」に改め、同表の保健所の事項第1項第1号中「第27条第2項」を「同条第2項」に改め、同項第16号中「以下この項において「政令」を「昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」に改め、同事項第2項を次のように改める。

2 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務（渡島保健所にあつては函館市の区域、上川保健所にあつては旭川市の区域に係るものを含む。）

- (1) 第5条第1項の規定に基づき、調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録すること。
- (2) 第5条第3項の規定に基づき、調理師免許証を交付すること。
- (3) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）第11条第1項の規定に基づき、調理師名簿の訂正を行うこと。
- (4) 政令第12条の規定に基づき、調理師名簿の登録の消除を行うこと。
- (5) 政令第13条第1項の規定に基づき、調理師免許証の書換え交付を行うこと。
- (6) 政令第14条第1項の規定に基づき、調理師免許証の再交付を行うこと。
- (7) 政令第14条第4項の規定に基づき、調理師免許証の返納を受理すること。
- (8) 政令第15条の規定に基づき、調理師免許証の返納を受理すること。

別表第4の保健所の事項第3項第4号中「。以下この項において「政令」という。」を削り、同項第5号中「。以下この項において「省令」という。」を削り、同事項第4項第8号中「失そう」を「失踪」に改め、同表の児童相談所の事項第1項第9号中「とした施設給付決定保護者に対し、障害児医療受給者証を交付すること」を削り、同項に次の1号を加える。

- (16) 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）第12条の2の規定に基づき、障害児施設医療受給者証を交付すること。

別表第5の2の事項第1号中「及び7の事項」を削り、同事項第4号中「の事項」を「6の事項から8の事項まで」に改め、同事項第7号中「の事項」を「2の事項」に改める。

別表第5の2第2項第14号中「第48条の6及び第48条の10」を「第48条の12及び第48条の16」に改め、同表第3項第5号中「減量の占用」を「占用の減量」に改め、同項第18号中「所長」を「副局長（建設管理部担当）」に改め、同項第19号中「、監督処分」の次に

「（副局長（建設管理部担当）が専決したものに限る。）」を加え、「（所長が監督処分を行ったものに限る。）」を削り、同項第20号中「所長」を「副局長（建設管理部担当）」に改め、同項第31号中「第5条第1項及び第3項」を「第5条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第36号中「所長が専決処分した」を「副局長（建設管理部担当）が専決した」に改め、同表第4項第1号中「第11条第9項」を「第11条第10項」に改め、同表第9項第9号中「、家屋の移転その他」を「その他の」に改め、同表第11項第8号中「同条に規定する」及び「当該」を削り、同項第9号中「又は」の次に「海岸保全施設等の」を加え、同項第12号中「及び第8項」を「（第37条の8において準用する場合を含む。）並びに第18条第8項」に改め、「これらの規定を」を削り、「の規定に」を「において準用する第12条の2第2項及び第3項の規定に」に改め、同項第16号中「及び第4項」を「並びに同条第4項において準用する第12条の2第2項及び第3項」に、「同条第2項」を「第21条第2項」に改め、同表第14項第10号中「第2条の3」を「第2条の3ただし書」に改め、同表第17項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (20) 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、空港の所在する町に対し、空港の管理を委託すること（渡島総合振興局及び宗谷総合振興局に限る。）。

別表第5の2第23項第7号中「除去」を「除却」に改め、同表第26項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

- (10) 第26条の2第1項の規定に基づき、建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、報告を求め、又は職員に検査させること。

別表第5の2第31項第6号中「報告」を「報告させ、」に改める。

別表第6の身体障害者リハビリテーションセンター所長の決裁事項の項を削り、同表に次のように加える。

総合振興局及び留
萌振興局の副局長
(建設管理部担当)
の決裁事項

建設管理部長

当該事務を主管する室長
(建設行政室の主管する
事務にあつては、当該事
務を主管する課長)

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。